

地元と連携しスムーズな確定申告

豊島税務署 藤原修志署長に聞く

インターネットで手軽にe-Tax

わが国有数の繁華街、池袋。近年は再開発が進められており、ショッピングやグルメ、文化的な発信スポット、歓楽……さまざまな分野で注目が高まっている。その池袋西口に位置するのが豊島税務署だ。平成22年度の所得税の確定申告を前に、豊島税務署では納税者サービスの向上に向けた取り組みを進めている。そこで今回、豊島税務署の藤原修志署長に今年の確定申告の最新情報、そして豊島区の税務行政と納税者に対する思いについて聞いた。(敬称略)



<プロフィール>
藤原 修志 (ふじわら しゅうし)
愛媛県出身。税務大学校教授、千葉西税務署長、東京国税局消費課長、広島国税不服審判所部長審判官、江戸川北税務署長を経て、現職。趣味は、散歩、夫人との温泉バス旅行。

Q: まもなく確定申告の時期ですね。
藤原 2月16日から平成22年分所得税の確定申告の受け付けが始まります。還付申告の方は、その前から申告書の提出ができます。

確定申告期は多数の納税者の皆さまと接する時期ですので、納税者サービスの向上を図るために、自書申告の推進を図るとともに期限内取納に取り組みたいと考えています。

Q: 自書申告とは申告書を自分で作るということですかね。難しくはないですか?
藤原 豊島税務署では確定申告期、署の2階に申告書作成会場を設置します。会場にはパソコンを36台設置し、金額等を入力することで申告書が自動で作成される「確定申告書作成コーナー」がご利用いただけます。

Q: 税務署に行かなくても確定申告できるんですか!
藤原 所得税の確定申告の期間中は24時間利用できますので、忙しくて時間の取れない方は特にご利用いただきたいですね。また、e-Taxでは源泉徴収票や医療費の領収書といった書類について提出が省略できるようにいたしました(3年間の保存が必要)。

Q: 納税者の利便性ですか……具体的に?
藤原 豊島税務署では平成20年5月から署の1階入口付近に「総合窓口」を設置して、1つの窓口で来署された納税者の応対をしています。例えば、納税証明書請求される際に、所得税や法人税、消費税といった複数の税目に関する場合は、その担当部署ごとにそれぞれ請求する必要がありますが、現在ではこの総合窓口だけで済みます。

Q: 藤原署長は税務署の在り方、納税者との接し方についてどのようにお考えですか。
藤原 納税者の皆さまには親切、丁寧な態度で接し、親しまれる税務署になるよう心がけています。

また、税務署までお越しただかなくても、東京税理士会豊島支部のご協力、豊島区役所の隣にある「生活産業プラザ」で、小規模事業者の方などのために支部の会員税理士による無料相談が実施されます。ぜひこちらをご利用をお願いいたします。

Q: 地元も一丸となって確定申告に取り組むんですね。ところで豊島署が位置する池袋は活気ある繁華街というイメージですが。
藤原 池袋はわが国有数の繁華街とビジネス街、歓楽街が混在する副都心として町並みが形成されています。豊島税務署は池袋だけでなく、豊島区全域を管轄しています。

Q: 管内の納税者の特徴はありますか?
藤原 豊島区の総人口は約26万6千人(平成22年12月1日現在)で、個人所得税の確定申告件数も6万件を超えます。管内の法人数は約2万社で、法人中心の税務署といえます。

また、税務署までお越しただかなくても、東京税理士会豊島支部のご協力、豊島区役所の隣にある「生活産業プラザ」で、小規模事業者の方などのために支部の会員税理士による無料相談が実施されます。ぜひこちらをご利用をお願いいたします。

Q: 豊島税務署はぜひ大きな税務署なんです。
藤原 最近では経済取引の国際化やIT化、そして社会状況の変化に伴い、調査・徴収事務が増大していることもあり、豊島税務署では現在、約200人の職員が適正な申告納税を実現するために、納税者の皆さまの利便性向上を念頭に置きながら事務効率化を推進しています。

業種は地域によって偏りがありますが、例えば、池袋周辺は飲食業が多く、そのほかの地区では、製造業や卸売業、小売業、建設業、IT関連のサービス業などバラエティに富んだ構成です。

めざします。企業の繁栄と社会への貢献



全国法人会総連合会長 大橋 光夫

法人会は、適正な申告納税をめざす企業の間から生まれた団体です。地域経済の中核を担う中小企業の活性化につながる税制改正提言や、未来を担う子供達に租税教育を行うなど、会員企業が自ら中心となって様々な活動を展開し、地域社会のお役に立ち信頼される存在になろうと努めています。

全法連は、約100万社の会員企業
41都道県に442の会を擁する団体です。

—主な活動は—

- ◆税や財政・企業経営などをテーマとした講演会やセミナーを開催しています。
- ◆最新の税制や経営情報を提供しています。
- ◆様々な分野の経営者が集まって異業種交流を行っています。
- ◆充実した福利厚生制度により企業や従業員の安心をサポートします。

法人会では皆様のご参加をお待ちしています。

●入会のお申し込み・お問い合わせはお近くの法人会事務局までご連絡ください。上記は法人会の標準的な活動を紹介します。法人であれば規模、業種を問わず法人会にご加入いただけます。会費はそれぞれの法人会によって異なります。





▶中小企業に人気の制度がさらに強化

「欠損金の繰越控除制度」は、欠損金(赤字)を翌年度以降に繰り越せるもので、現行制度では「7年間」まで繰越が認められている。

青色申告法人にとって大きなメリットのひとつである「欠損金の繰越控除制度」。平成23年度税制改正では、この制度が大きく改正されることになった。制限と拡充が同時に行われる改正になるが、中小企業は制限から逃れ、拡充の恩恵のみ受けられるという歓迎すべき内容だ。

繰越欠損 中小企業へやさしく

帳簿保存で控除9年間

「欠損金の繰越控除制度」は、欠損金(赤字)を翌年度以降に繰り越せるもので、現行制度では「7年間」まで繰越が認められている。また、同23年度改正で、繰越控除できる期間が現行の7年間から「9年間」に延長されることになった。こちらは法人の規模に関わりなく一律の措置となっている。

緊急保証制度 3月末まで

平成22年2月15日から適用が開始されていた「景気対応緊急保証制度」の終了が間近に迫っている。当初から同23年3月31日までの限定的措置とされていたものの、延長が図られなかったために、予定通りの終了となる。

セーフティネット貸付の拡充も終了予定

きたが、最近ではむしろ借り換えの資金需要が増している(中小企業庁担当者)ことなどから、一定の役割を終えたと判断し、延長なしとなった。他に延長がなかった理由として、「信用保証協会が100%保証をすることにより、金融機関がリスクを取らないことの弊害が指摘されている」(同) こともあるという。

e-Tax ダイレクト納付ついでに申請

確定申告の季節だ。国税当局は、申告にe-Tax を使ってもらおうと広報活動に力を入れている。この時期注目されるe-Taxだが、最近では申告だけでなく税金の「納付」機能も登場し、利用者を増やしている。

税理士はトラブルを警戒

いよいよ確定申告シーズン。申告の手段としてe-Taxに完全に移行した税理士も少なくないが、郵送などにより提出している人もまだ多い。郵送の際に気を付けなくてはならないのが、その手段だ。確定申告書類は「信書」に当たり、信書は郵便で出すよう定められている。

提出期限間近は要注意

ゆうパック OK? NG?

確定申告のことならおまかせください!

尾谷会計事務所

税理士 尾谷恒行

〒170-0005 東京都豊島区南大塚 3-39-14
大塚南ビル七階
TEL:03-5957-5654 FAX:03-5957-5611
E-mail:otani@otaniacc.jp

税理士法人いしはら会計事務所

税理士 石原 佑浩 税理士 石原 延貢
税理士 石原 佳奈 税理士 石原 祥子

〒170-0003 東京都豊島区駒込 1丁目 12番 12号
TEL: 03-3946-0331 FAX: 03-3946-0103

より良い相続・事業承継のために

相続承継

検索

株式会社相続承継
金沢公認会計士事務所

〒170-0013 東京都豊島区東池袋 1丁目 20番 2号
池袋ホワイトハウスビル 418号
TEL:03-3986-8075
URL:http://www.souzoku-shoukei.com

税理士法人 金井塚・竹内総合事務所

代表社員 税理士 金井塚 清
社員税理士 竹内 秀幸
税理士 内田 誠助
税理士 岩淵 佳子

〒171-0021 東京都豊島区西池袋 1丁目 9番 11号 506
TEL:03-3984-9662 FAX:03-3982-1449
E-mail:k-kanaizuka@t-t-partners.jp

お客さまの応援団!![®]

税理士法人はてなコンサルティング

～お客さまと一緒に「考え」「笑い」「感動します」～

代表税理士角田英明 税理士角田敬子 スタッフ5名

☎0120-74-8107

お気軽にお問い合わせください



お客さまの「経営」「資金繰り」「経理」などの「はてな(?)」の解消のお手伝いをさせていただきます

URL:http://e-ouendan.com
171-0021 豊島区西池袋5-17-11 ルート西池袋ビル4階
TEL:03-5944-9987 FAX:03-5944-9965



～会社を元気にする事務所～
轟勝之税理士事務所

税理士 轟 勝之

〒171-0022 東京都豊島区南池袋 1-25-9
MYTビル 5F
TEL:03-3590-6121 FAX:03-3590-5925
E-mail:katsuyuki@todoroki-k.gr.jp.
http://www.todoroki-k.gr.jp/

道下敏光税理士事務所

税理士 道下 敏光
M&Aアドバイザー
A F P

- ①セカンドオピニオンとして相談をお受けします(悩みを解決しましょう)
- ②外部監査役に就任して適正決算書の作成を支援します

〒170-0013 東京都豊島区東池袋 1-44-10
タイガースビル 1007号
TEL: 03-6907-7050 FAX: 03-6907-7051
E-mail: smile4.t-michi@citrus.ocn.ne.jp
http://www.kaikei-home.com/michi-zko/

税理士 本田 昌三
税理士 松崎 義美
税理士 田端 利夫

〒170-0013 東京都豊島区東池袋 1丁目 17番 5号
TEL: 03-3987-7255

税理士・会計事務所のための広大地評価専門サイト

広大地評価サポートセンター

沖田不動産鑑定士・税理士事務所
www.kodaichi.com/

広大地に該当するかどうかの悩みを解決します!
相談無料 ☎0120-441-108

有限責任 事業組合 首都圏ビジネス支援センター

有限 会社 向山会計社

代表パートナー
税理士・行政書士
租税訴訟補佐人
認定事業再生士

むこうやま ひろよし
向山 裕純

〒171-0014 東京都豊島区池袋 4丁目 2番 11号 O Aビル 6階
会計社 TEL: 03-3986-2724(代) FAX: 03-3971-7950
首都圏ビジネス支援センター TEL: 03-5950-3333・5950-5555
URL: http://mukouyama.co.jp
E-mail mukouyama@tkcnf.or.jp

納 税 通 信

東京国税局管内 特別号外
豊島区エリア版
平成 23 年 2 月 15 日発行
© エヌビー通信社

『納税通信』(東京国税局管内 特別号外 豊島区エリア版)は、「税務行政当局と納税者の理解を深めるための情報紙」として、豊島区内全域の『日本経済新聞』(宅配分)に不定期で折り込み配布している無料紙です。発行に際しては豊島税務署に取材面でご協力いただきました。また、地域の経営者を強力にサポートする税理士の先生方、さらには地元に着目した活動を展開する経済団体、金融機関などに、ご賛同およびご協賛をいただきました。紙上で御礼申し上げます。

【エヌビー通信社・企画編集部】

<お知らせ>
本紙『納税通信』の通常号は
毎週月曜日発行です。

年間購読料(前納・送料共) 36,700円

www.nouzei.jp
購読・広告申込 03(3971)0114(直通)

散骨 葬式なら認められることも

これにより、法定相続人の遺族が妻と子2人の場合、今までは合計8千万円以上の資産がなければ相続税は発生しなかったところ、今後は4800万円以上で発生することになった。持ち家にちよつとした預金を持っていただけで対象になってしまうなど、本



▲悲しみの中でも気になるのは葬式費用…

相続税どごまでが非課税？

いざという時に備えて…

平成23年度税制改正大綱では、相続税の大増税が盛り込まれた。基礎控除額が大きく引き下げられたことにより、今までは「こくわずかな人」にしか影響のなかった相続税の問題も、誰にでも降りかかってくる可能性がある状況となっている。そのため、相続の際に課税対象とならない財産や控除できる財産などについてはしっかりと押さえておきたいところだ。

当に相続が「ひとごと」ではなく、相続の計算は、財産の総額を差し引いた「遺産総額」から「非課税財産」「葬式費用」

「受け継いだ債務」を差し引き、さらにそこに相続開始前3年以内の贈与財産を差し、3千万円+600万円×法定相続人数の基礎控除額を差し引いて計算する。

このように「葬式費用」は遺産総額から控除することができるが、その葬式費用にも注意が必要で、そこに含まれるのは葬儀の費用やお通夜の費用などのみ。香典返し等の費用や墓地や墓石の購入費用、墓地の借入料、初七日そのほか法要などのための費用は葬式費用には含まれない。なお、墓地・墓石の購入費用は生前に用意しておけば、非課税財産として遺産総額から控除される。

最近では葬式の行い方にも多様性が生じ、従来の仏式に加え、儀礼的な弔問者を受けず通夜や告別式だけを行う「家族葬」や、葬儀を全くせずに病院から直接火葬場へと遺体を送る「直葬」を希望する故人も多い。また、亡くなった後に海や山などに骨をまいてほしいという「散骨」を望む人も増えている。故人のこういった要望に応え、遺族が沖縄の海や富士山の山頂へ骨をまきに行った——といった場合、これは葬式費用として認められるのだろうか。

これに対して課税当局は、「葬式の二環として行われるものならば、費用として差し支えない」としながらも、「例えば、渡航したついでに観光も行うような場合、全てを葬式費用として認められないケースも考えられる。どこまでを葬式費用にするかは、観光費用などと切り分けて考える必要がある」という。豪華な旅行を行って「散骨が故人の遺志だったのだ」と言っても認められない可能性が高いわけだ。

また先ごろ、名古屋国税局がこの葬式費用について文書回答事例を示した。この事例の内容とは、葬式費用の対象となる告別式を2回に分けて行った場合、そのどちらか葬式費用として非課税財産に算入して良いのか？ ということについてだ。

A市で亡くなったPさんは、元はB市の出身。亡くなったA市において告別式を行うことにしたが、A市のみで告別式を行うとB市に在住の知人や親戚らが告別式に出席することが困難となることから、参列者の便宜を考慮し遺族の意思によりA市での告別式の後、B市での告別式を別途執り行った。

A市において行われた1回目の告別式は、遺影および遺体を祭り、僧侶による読経とともに職場や近所の方が焼香などを行う仏式で執り行った。また、納骨前にB市において行われた2回目の告別式も、

告別式2回も実態に合わせて控除OK

遺影および遺骨を祭り、僧侶による読経とともに、参列者が焼香などを行う仏式のものだった。なお2回行われた告別式に要した費用は、A市でのものが200万円、B市でのものが30万円だった。

相続税法は葬式費用の範囲について定めておらず、相続税法基本通達13-4でその範囲について、①葬式もしくは葬送に際し、またはこれらの前において、埋葬、火葬、納骨または遺骸(いがい)もしくは遺骨の回送そのほか要した費用(仮葬式と本葬式とを行うものにあつては、その両者の費用)、②葬式に際し、施した金品で、被相続人の職業、財産そのほかの事情に照らして相当程度と認められるものに要した費用、③①または②に掲げるもののほか、葬式の前後に生じた出費で通常葬式に伴うものと認められるものおよび④死体の捜索または死体もしくは遺骨の運搬に要した費用——としている。

今回の場合、A市・B市どちらの市で行った告別式も、死者の追善供養のため営まれる法会(法事)ではなく、死者を葬るために行われた儀式。これにより、B市の告別式に要した費用も、同通達に掲げられた費用(葬式に際し要した費用)に該当すると考えられて良いと当局が回答を示した。

ざりざりのラインで相続税の課税対象となりそうな場合、本来家族葬を希望していたが、大々的な葬儀を行うことで課税遺産総額を圧縮するという手もありそうだ。ただしその場合、「被相続人の職業、財産そのほかの事情に照らして相当程度と認められるもの」でなければならぬので注意したい。

あらゆる経営課題の解決をサポートします

例えば、マル経融資。年利 1.95% (1月4日現在) で無担保無保証。
例えば、窓口専門相談。無料で弁護士・税理士に相談できます (要予約)。

まずは、お気軽にお電話ください。
※上記は会員以外の方もご利用いただけます。その他会員限定の各種サービスもございます。

東京商工会議所豊島支部 (TEL03-5951-1100)
http://www.tokyo-cci.or.jp/toshima/

皆様のお役にたつ

東京信用金庫

〒170-0013 豊島区東池袋 1-12-5

http://www.tokyo-shinkin.co.jp

豊島区内の本支店

本店営業部 ☎03-3984-9111
要町支店 ☎03-3957-3161
椎名町支店 ☎03-3953-4611
東長崎支店 ☎03-3952-3151